

## 逗子市内保育所利用調整基準の見直しについて

### 1 保育所利用調整の基準とは

認可保育所や小規模保育事業等の保育施設の利用については、国の定めに基づき市で各保育施設への入所を調整します。その際、各家庭の状況を踏まえた優先度を調整するため、本基準による基本点数及び調整点数により点数化するものです。

### 2 見直しの概要

社会情勢の変化に伴い、申請者の保育を必要とする状況も変化してきたことから、現在の利用調整基準の見直しを行います。災害時のスムーズな児童引き取りの観点から、既に同じ保育施設にきょうだいが入所している場合に適用される調整点数について、隣接する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）にきょうだいが入所している場合も適用されるように見直しを行います。

### 3 見直しの時期

令和7年4月入所（令和6年10月頃申請開始予定）から適用します。

### 4 利用調整表の変更箇所

別添「見直し案」のとおり

■利用調整基準表…『基本点数』（保護者一人につき、下記のいずれか一つのみ該当）

要件類型			保護者の常態	点数		
				父	母	
A	居宅外労働	主に通勤を伴う ①被雇用者（雇用形態を問わない） ②自営業者	1週 35 時間以上	50	50	
			1週 30 時間以上	45	45	
			1週 25 時間以上	40	40	
			1週 16 時間以上	35	35	
B	居宅内労働	主に居宅を職場とする ①被雇用者（同上） ②自営業者（就労時間の規定がある場合のみ）	1週 35 時間以上	45	45	
			1週 30 時間以上	40	40	
			1週 25 時間以上	35	35	
			1週 16 時間以上	30	30	
		内職	1週 16 時間以上	20	20	
C	内定	就労内定（居宅内での就労内定は 5 点減点）	1週 35 時間以上	35	35	
			1週 30 時間以上	30	30	
			1週 25 時間以上	25	25	
			1週 16 時間以上	20	20	
D	求職中		入所後週 16 時間以上の求職活動、開業準備をする場合	10	10	
E	出産		出産のため保育にあたれない場合		35	
F	保護者の 疾病、 障がい	入院・自宅療養	入院（1 月以上）、常時臥床	50	50	
		通院	通院・加療で常に安静を要するなど、保育が常時必要な場合	30	30	
			通院・加療で保育が必要な場合	10	10	
		心身障がい	重度	身体障害者手帳（1・2 級）、療育手帳（A1・A2）、精神障害者保健福祉手帳（1・2 級）の交付を受けていて、保育が常時必要な場合	50	50
			中度	身体障害者手帳（3・4 級）、療育手帳（B1・B2）、精神障害者保健福祉手帳（3 級）の交付を受けていて、保育が必要な場合	45	45
G	介護・看護	入院	介護又は看護に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50	
		自宅	介護又は看護に要する時間を基に、居宅内労働の基準を準用	30~45	30~45	
H	就学		就職に必要な技能習得のために月に 64 時間以上職業訓練校、専門学校、大学等に通っている場合	20	20	
I	災害復旧		災害の復旧に要する時間を基に、居宅外労働の基準を準用	35~50	35~50	

# 『調整点数』

分類		家庭の状況		点数
ア	就労状況	1	産休・育休明けの復職	10
		2	法定の育休期間中に育休を取らずに既に復職している場合（0,1歳児クラスまで）	10
		3	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、1日6時間以上かつ月20日以上保育業務に従事（内定）している場合	20
		4	保護者が市内認可保育施設、幼稚園等で、月64時間以上保育業務に従事（内定）している場合	10
		5	親族が経営する事業所で就労している場合	△10
イ	世帯状況	6	ひとり親家庭	90
		7	生活保護世帯	10
		8	保護者のどちらかが長期入院や単身赴任等で昼夜問わずに不在が6月以上見込まれる場合	1
		9	65歳未満の保育可能な直系尊属（祖父母等）と同居している場合	△20
		10	市外居住者（転入が確定している者、市内認可保育施設等に就労（内定）している者を除く）	△100
ウ	きょうだいの状況	11	既に同じ保育施設又は隣接する同一法人の保育所等（認可外保育施設を含む）にきょうだいが入所している場合	10
		12	きょうだい同時に同一の保育施設に申し込む場	11
		13	きょうだいが別園に在園していて、どちらか一方の保育施設にそろえるための転園	30
		14	多胎児（双子や三つ子など）が同一の保育施設に同時に申し込む場合	1
		15	同居の小学校第3学年までの児童が3人以上の世帯（申し込み児童含む）	1
エ	施設の利用状況	16	小規模保育施設・家庭的保育施設の卒園児	20
		17	市内認可保育施設を希望したが入所できず、市が定める就労・疾病要件等で、認可外保育施設を週3日以上かつ1日4時間以上かつ週16時間以上利用している場合（市外在住者を除く）	1
		18	転入者が市内認可保育施設を希望したが入所できず、かつ、転入した後に転入前の保育施設等に引き続き入所している場合	5
		19	育児休業に伴う入園継続制度を利用可能な児童が、当該制度を利用せずに、産後休暇期間終了日が属する月の月末までに退園し、復職のためにきょうだい同時に同じ認可保育施設の利用を希望した場合	30
オ	その他	20	子どもが障がいをもつ場合（集団保育が可能な場合に限る）	5
		21	在園、卒園児にかかわらず3か月以上の保育料・副食費の滞納がある場合	△50
		22	内定を辞退したことがある（本来入所すべき日が属する年度及びその翌年度が対象）	△10

\* 児童虐待の恐れがあるなど、児童相談所等により児童福祉の観点から明らかに保育の必要性が認められる場合は、個別判断とする。

## 保育所等保育料の見直しについて

### 1 見直しの概要

これまで国基準に準拠し、保育料の多子軽減【参考1】の対象外となっていた児童（主に兄弟が認可外保育施設に在園している児童）について、市独自に多子軽減を拡充し、対象とするものです。

### 2 見直しの対象児童

次のすべてに当てはまる児童が対象です。

- (1) 逗子市が保育料を決定している児童
- (2) 0～2歳児
- (3) 保育所、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業に在園している児童
- (4) 市民税所得割 57,700 円以上(ひとり親等の場合は 77,101 円以上)の世帯に属している児童
- (5) 就学前の兄弟がおり、その兄弟が多子軽減対象施設【参考2】を利用していない（兄弟が認可外保育施設に在園している場合など）⇒ **今回市独自に拡充する要件**

### 3 見直し後の保育料

小学校就学前の児童からカウントして「2人目」の場合は保育料が半額、「3人目以降」の場合は無料になります。

### 4 見直しの時期

令和7年4月分保育料から適用します。

#### 【参考1】多子軽減とは

要件を満たす兄弟がいる場合に、保育料等の負担を軽減する制度です。

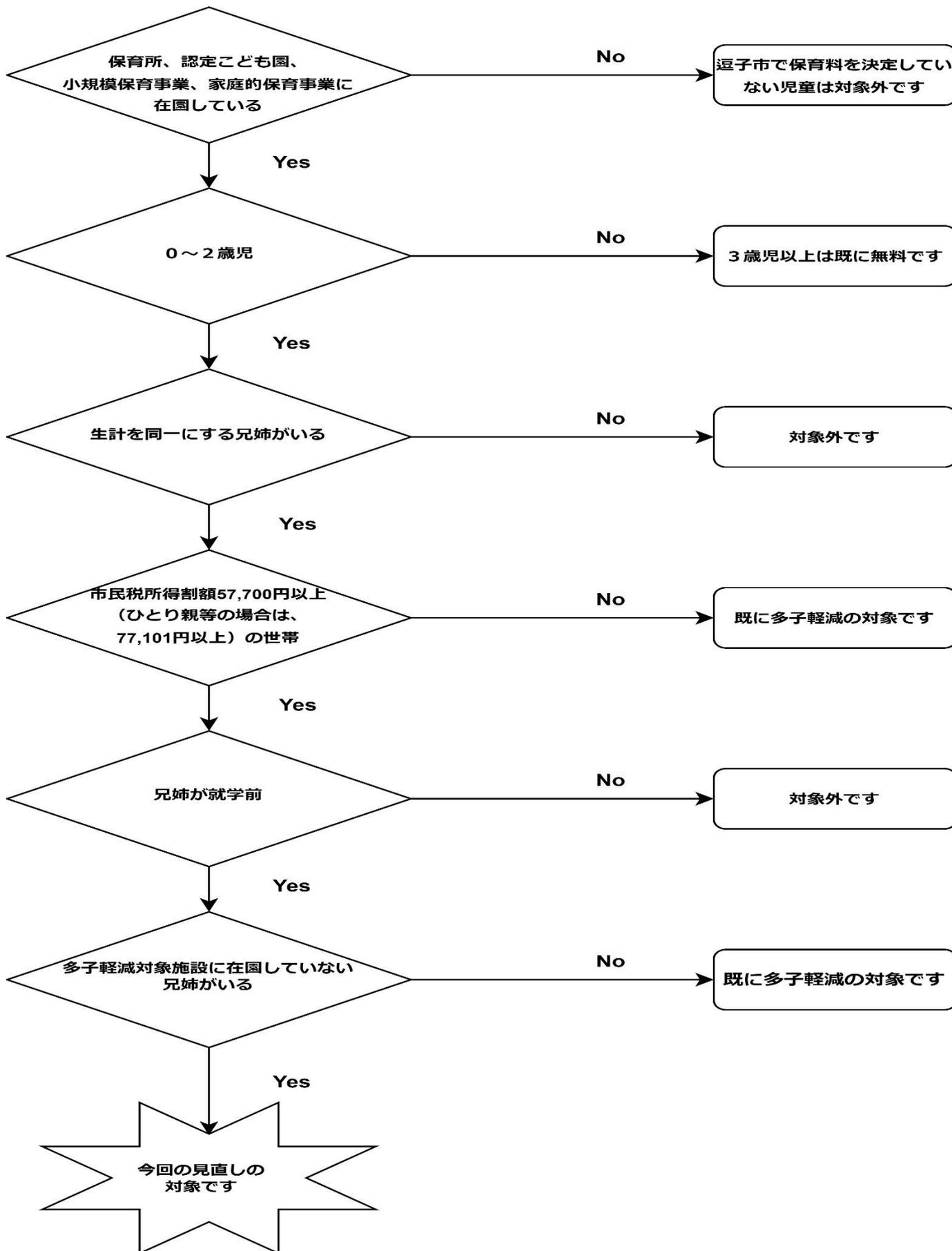
#### 【参考2】多子軽減対象施設とは

国基準において、多子カウントの対象となる施設で、具体的には、保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部、児童発達支援等です。

#### 【参考3】保育料多子軽減の見直し例

	C男 0歳 (保育所在園)	B男 2歳 (保育所在園)	A子 4歳 (認可外保育施設在園)
<b>見直し前</b> (国基準の軽減) ※認可外保育施設は多子軽減対象施設とはならないため、B男の保育料は減免なし、C男は半額となります。	 【保育料】 <b>半額</b> (多子カウント2人目)	 【保育料】 減免なし (多子カウント1人目)	 【保育料】 施設の定めによる (多子カウント対象外)
			
<b>見直し後</b> (市独自の軽減) ※就学前児童は全て多子カウントの対象となるため、認可外保育施設に在園しているA子もカウント対象となります。この場合、B男の保育料は半額、C男は無料となります。	 【保育料】 <b>無料</b> (多子カウント3人目)	 【保育料】 <b>半額</b> (多子カウント2人目)	 【保育料】 施設の定めによる (多子カウント1人目)

【参考4】 今回の見直しで対象となる児童の早見表



逗子市子ども・子育て会議（書面会議） 意見・質問票

所 属 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

(1) 送付方法・送付先（①～③いずれかの方法でご提出お願いいたします）

①メール：hoiku@city.zushi.lg.jp

②FAX：046-873-4520

③窓口：逗子市役所5階4番窓口保育課 坂田、保川まで

(2) 送付期限：6月17日（月）必着

1. 保育所等入所調整基準の見直しについて

意見・質問がある

意見・質問はない

ご意見・ご質問

2. 保育所等保育料の見直しについて

意見・質問がある

意見・質問はない

ご意見・ご質問